証券コード　6920
2020年９月４日

株主各位

神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目10番地１
レーザーテック株式会社
代表取締役社長　　岡林　理

第58期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第58期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。
　なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、当日のご来場はお控えいただき、書面またはインターネットにより事前の議決権行使をいただきますようお願い申しあげます。
　お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、４・５ページのご案内に従って、2020年９月25日（金曜日）午後５時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日時　　2020年９月28日（月曜日）午後３時(受付開始:午後２時)
２．場所　　神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目10番地１
　　当社 本社６階 大会議室
３．会議の目的事項
報告事項
１．第58期（自　2019年７月１日　至　2020年６月30日）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第58期（自　2019年７月１日　至　2020年６月30日）計算書類報告の件
決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役８名選任の件
第３号議案　監査役４名選任の件
第４号議案　補欠監査役１名選任の件
第５号議案　取締役賞与支給の件

以　上

◎当日のご出席に関しましては、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、事前登録制とさせていただきます。詳細につきましては、次ページ「本株主総会における新型コロナウイルス感染拡大防止対応について」をご高覧くださいますようお願い申しあげます。
◎本招集ご通知添付書類の事業報告、連結計算書類および計算書類ならびに株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.lasertec.co.jp/）に掲載させていただきます。
◎なお、株主の皆様へのお土産の配布および株主懇親会等は予定しておりませんので、予めご了承いただきますよう、よろしくお願い申しあげます。

本株主総会における新型コロナウイルス感染拡大防止対応について

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本株主総会に関しましては、以下の対応をとらせていただくことといたします。株主の皆様におかれましては、下記内容をご確認いただき、ご理解とご協力をお願い申しあげます。

記

１.株主様へのお願い

・感染症拡大防止の観点から、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願いいたします。
・議決権行使は、本招集ご通知４・５ページをご参照のうえ、書面またはインターネット等で事前行使をお願い申し上げます。

２.出席ご希望の株主様の「事前登録」のお願い

・株主総会会場では、座席の間隔を広めに確保するため、ご用意できる座席数が例年より大幅に減少いたします（20席を予定しております）。
・そのため、本年４月２日に発信（その後同月14日および28日に更新）されました経済産業省および法務省の「株主総会運営に係るＱ＆Ａ」に基づき、出席について「事前登録制」を採用し、事前登録をされた株主様に入場していただくこととさせていただきます。
・事前登録希望が予定座席数を超える場合は抽選とさせていただきます。
・出席を希望されます株主様は、同封はがき「レーザーテック株式会社第58期定時株主総会出席申込書」を2020年9月14日（月）までに到着するようご投函ください（切手不要）。出席いただけます株主様には、9月18日（金）に当社より「出席票」を発送いたします。
・出席の可否は同発送をもってかえさせていただきます。
・上記出席票をお持ちでない株主様のご出席（入場）はお断りさせていただきますので、予めご了承ください。

３．事前のご質問の受付について

・本年はやむをえず上記のような態様での開催となりますことから、本株主総会の目的事項に関するご質問を事前に受け付けることといたします。
・ご質問は、上記同封はがきの質問欄にご記載し、2020年9月18日（金）までに到着するようご投函ください（切手不要）。
・いただきました質問のうち、特に株主の皆様のご関心が高い事項につきましては、株主総会当日にご回答するか、もしくは株主総会終了後に当社ウェブサイト（https://www.lasertec.co.jp/）に回答を掲載いたします。

４．株主総会当日の対応について

・受付手前および会場入口に、アルコール消毒液を設置いたします。
・役員およびスタッフは、検温を含め体調を確認した上で、常時マスクを着用させていただきます。
・株主総会の議事は、出来得る限り簡略化させていただき、例年より短縮する予定ですので、予めご了承ください。
・体調不良と見受けられる株主様には、運営スタッフがお声がけする場合がございます。

なお、今後の状況の変化により、上記の内容を変更する場合がございます。その際は、当社ウェブサイト（https://www.lasertec.co.jp/）にてご案内させていただきます。

以上

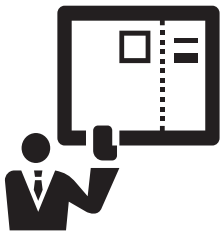

議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。



インターネットにより議決権を行使する方法

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2020年９月25日（金曜日）
午後５時30分入力完了分まで



書面（郵送）により議決権を行使する方法

同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2020年９月25日（金曜日）
午後５時30分到着分まで



株主総会にご出席する方法（事前登録制）

ご出席をご希望の場合、本招集ご通知２・３ページをご参照のうえ、お申し込みください。

株主総会開催日時

2020年９月28日（月曜日）
午後３時

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

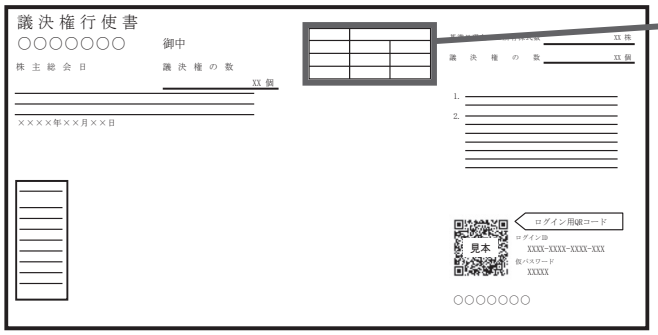

※議決権行使書はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第１・４・５号議案

- 賛成の場合 ≫「賛」の欄に○印
- 反対する場合 ≫「否」の欄に○印

第２・３号議案

- 全員賛成の場合 ≫「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ≫「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 ≫「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。

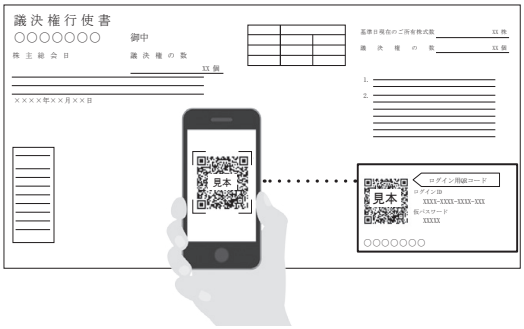

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

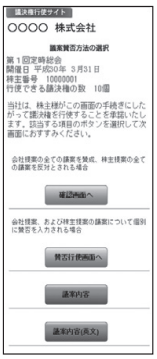

QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト https://evote.tr.mufg.jp/

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリック

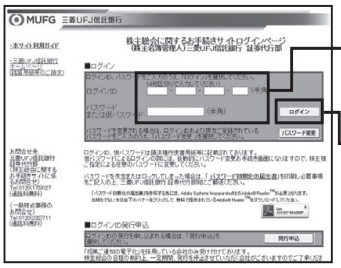

3 新しいパスワードを登録する

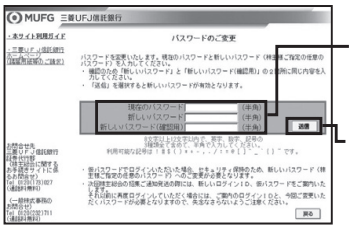

4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部　ヘルプデスク
0120－173－027
（通話料無料／受付時間 午前9時～午後9時）

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

（添付書類）

事　業　報　告

（自　2019年７月１日
至　2020年６月30日）

１．企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、当初は堅調に推移しましたが、下期にはCOVID-19（新型コロナウイルスの感染症）の世界的な蔓延で経済活動の中断が余儀なくされ、足元では大幅な景気後退となりました。さらに感染拡大の収束時期を見極めることは難しいものの、経済は緩やかに回復に向かうと見込まれています。

当社グループの主要販売先である半導体業界では、COVID-19の拡大でスマートフォンなどコンシューマー製品や車載機器の需要が減速する一方で、リモートワーク、eコマース、ゲーミングの増加やそれら通信量の増大に対応したDC（データセンター）向けの需要が拡大しました。データ保存に使われるメモリーもDC需要増などを背景として価格下落が収束傾向にあり、ロジックデバイスメーカーの最先端分野では次世代のＥＵＶ（極端紫外線）リソグラフィを用いた半導体の量産が開始され、大手デバイスメーカーやマスクブランクスメーカーが引き続きＥＵＶ関連分野で生産増強の投資を継続しています。

このような状況下、当社グループの連結売上高は425億72百万円（前連結会計年度比48.0％増）となりました。

品目別に見ますと、半導体関連装置が343億72百万円（前連結会計年度比73.9％増）、その他が21億50百万円（前連結会計年度比51.2％減）、サービスが60億49百万円（前連結会計年度比31.6％増）となりました。

連結損益につきましては、営業利益が150億62百万円（前連結会計年度比89.7％増）、経常利益が151億15百万円（前連結会計年度比92.9％増）、親会社株主に帰属する当期純利益が108億23百万円（前連結会計年度比82.4％増）となりました。

なお、品目別連結売上高の状況は次のとおりであります。

区分		第57期（自 2018年７月１日 至 2019年６月30日）		第58期（当連結会計年度）（自 2019年７月１日 至 2020年６月30日）		増減（△）率
		金額	構成比	金額	構成比	
		（千円）	（％）	（千円）	（％）	（％）
製品	半導体関連装置	19,762,689	68.7	34,372,356	80.7	73.9
	その他	4,409,284	15.3	2,150,825	5.1	△51.2
	小計	24,171,973	84.0	36,523,182	85.8	51.1
サービス		4,597,977	16.0	6,049,733	14.2	31.6
合計		28,769,951	100.0	42,572,915	100.0	48.0

(2) 設備投資等の状況

特記すべき事項はありません。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、合計12ヵ年の新中期経営計画（注）を推進しており、2020年６月期はフェーズⅢの2年目でした。フェーズⅢの期間には、景気の波はありますが、ＨＰＣ（ハイパフォーマンスコンピューティング）、５Ｇ（第５世代移動通信システム）、ＡＩ（人工知能）、ＩｏＴ（様々なものがインターネットにつながる）、ＡＤＡＳ（先進運転支援システム）などの技術革新に伴って半導体需要の裾野が広がると予想されています。また、特に高速、低消費電力、大容量などでより高い性能を備えた半導体の需要が増加すると見込まれており、最先端の半導体製造プロセス向けを主力製品とする当社には追い風となっています。かかる状況で以下のような施策を実行し、次世代の露光技術であるＥＵＶ（極端紫外線）リソグラフィなどの先端分野に注力することで、この成長する半導体業界の中でさらに大きな成長を目指すことが、当社グループの果たすべき課題と考えております。

① コアビジネス

半導体マスク欠陥検査装置、半導体マスクブランクス欠陥検査／レビュー装置、ＦＰＤフォトマスク欠陥検査装置などは、継続的な装置性能の向上と競争力の強化で圧倒的なシェアを取ることを目指します。

② 新規事業

特にフェーズⅢの期間では、フェーズⅡまでに種蒔きをしたＥＵＶ関連やウェハ検査関連の新製品が、いよいよ収穫期に入っております。新規事業の収穫を最大化すべく体制を強化し、当社の躍進につなげてまいります。

③ サービス（保守、メンテナンス）

製品の納入後も世界中のお客さまに安心して使っていただくために、サービスの重要性がますます増大しており、グローバルに体制を強化してまいります。

（注）合計12ヵ年の新中期経営計画

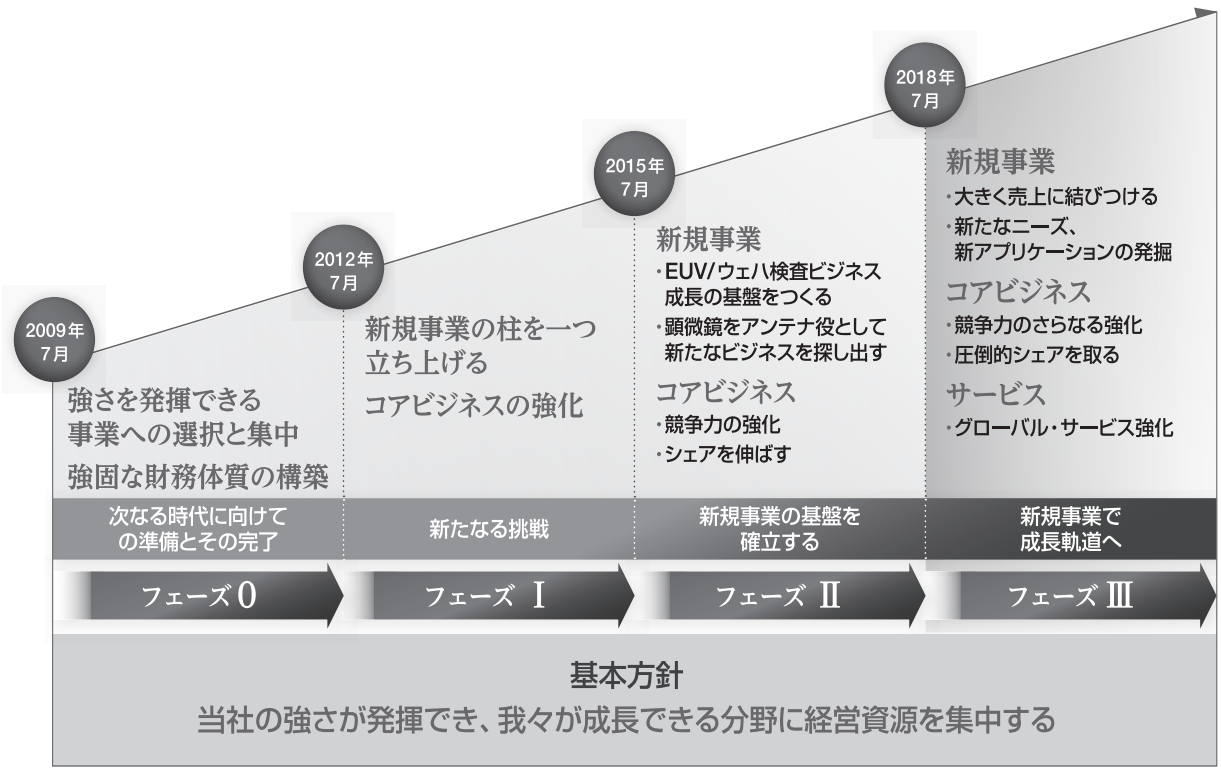

(5) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

（単位：千円）

区　　分	第 55 期 （自 2016年７月１日 至 2017年６月30日）	第 56 期 （自 2017年７月１日 至 2018年６月30日）	第 57 期 （自 2018年７月１日 至 2019年６月30日）	第 58 期 （当連結会計年度） （自 2019年７月１日 至 2020年６月30日）
売　　上　　高	17,278,121	21,252,468	28,769,951	42,572,915
経　常　利　益	4,964,525	5,706,533	7,834,489	15,115,418
親会社株主に帰属する当期純利益	3,534,748	4,366,327	5,933,926	10,823,573
１株当たり当期純利益	78円39銭	96円84銭	65円80銭	120円02銭
総　　資　　産	33,019,216	38,121,791	50,055,671	81,794,071
純　　資　　産	24,479,345	27,053,544	31,107,506	39,175,560
１株当たり純資産額	542円43銭	599円52銭	344円72銭	434円19銭

（注）１．第55期の業績につきましては、半導体関連装置の売上増加が全体を牽引し、増収増益となりました。

第56期の業績につきましては、半導体関連装置及びサービスの売上が増加し、増収増益となりました。

第57期の業績につきましては、全ての製品区分で売上が増加し、増収増益となりました。

第58期の業績につきましては、「(1)事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

２．在外連結子会社の収益及び費用は、従来、当該在外連結子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算しておりましたが、第56期より期中平均相場により円貨に換算する方法に変更いたしました。この変更は遡及適用され、第55期の数値については遡及適用後のものによっております。

３．当社は、2019年11月25日開催の取締役会決議に基づき、2020年１月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っております。そのため、第57期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

（単位：千円）

区　分	第 55 期 （自 2016年７月１日 至 2017年６月30日）	第 56 期 （自 2017年７月１日 至 2018年６月30日）	第 57 期 （自 2018年７月１日 至 2019年６月30日）	第 58 期 （当事業年度） （自 2019年７月１日 至 2020年６月30日）
売上高	15,806,501	19,220,234	26,800,493	40,319,777
経常利益	4,595,881	5,153,941	6,918,225	14,833,153
当期純利益	3,390,682	4,178,233	5,450,363	10,843,613
１株当たり当期純利益	75円20銭	92円67銭	60円44銭	120円25銭
総資産	31,320,126	36,503,919	48,206,919	79,333,857
純資産	23,148,125	25,541,343	29,185,596	37,271,347
１株当たり純資産額	512円91銭	565円99銭	323円41銭	413円07銭

（注）１．第55期の業績につきましては、半導体関連装置の売上増加が全体を牽引し、増収増益となりました。

第56期の業績につきましては、半導体関連装置及びサービスの売上が増加し、増収増益となりました。

第57期の業績につきましては、全ての製品区分で売上が増加し、増収増益となりました。

第58期の業績につきましては、半導体関連装置及びサービスの売上が増加し、増収増益となりました。

２．当社は、2019年11月25日開催の取締役会決議に基づき、2020年１月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っております。そのため、第57期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

重要な子会社の状況

会　社　名	資　本　金	当社の議決権比率	主要な事業内容
Lasertec U.S.A., Inc.	400千米ドル	100%	当社製品の販売及びアフターサービス
Lasertec Korea Corporation	300百万ウォン	100%	当社製品の販売支援及びアフターサービス
Lasertec Taiwan, Inc.	23百万台湾ドル	100%	当社製品の販売支援及びアフターサービス
Lasertec China Co., Ltd.	999千米ドル	100% (100%)	当社製品のアフターサービス

(注) 議決権比率の（　）内は、間接所有割合で内数であります。

(7) 主要な事業内容（2020年６月30日現在）

当社グループは半導体関連装置を中心に、エネルギー・環境関連製品、ＦＰＤ関連装置、レーザー顕微鏡等の設計、製造、販売並びにこれらに係るサービスを事業として行っております。 なお、当社製品の主要品目は次のとおりであります。

・マスク欠陥検査装置
・マスクブランクス欠陥検査／レビュー装置
・位相差／透過率測定装置
・ＥＵＶマスク欠陥検査装置
・ＥＵＶマスク裏面検査／クリーニング装置
・ＥＵＶマスクブランクス欠陥検査／レビュー装置
・ウェハ欠陥検査／レビュー装置
・ＳｉＣウェハ欠陥検査／レビュー装置
・ＧａＮウェハ欠陥検査／レビュー装置
・多波長ウェハ検査装置
・ウェハエッジ検査装置
・ＴＳＶ裏面研磨プロセス測定装置
・ＦＰＤフォトマスク欠陥検査装置
・ＦＰＤマスクブランクス欠陥検査装置
・塗工ムラスキャニングシステム
・電気化学反応可視化コンフォーカルシステム
・レーザー顕微鏡

(8) 主要な事業所（2020年６月30日現在）

本　　社　（神奈川県横浜市）
Lasertec U.S.A., Inc.（米国カリフォルニア州サンノゼ市）
Lasertec Korea Corporation（韓国京畿道華城市）
Lasertec Taiwan, Inc.（台湾新竹県竹北市）
Lasertec China Co., Ltd.（中国上海市）

(9) 従業員の状況（2020年６月30日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
448名	73名増

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
288名	34名増	42.3歳	10.6年

（注）従業員数には、子会社への出向者（４名）は含まれておりません。

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき重要な事項はありません。

２．会社の株式に関する事項　(2020年６月30日現在)

(1) 発行可能株式総数　256,000,000株

(注)　2020年１月１日付にて実施した株式分割（１株を２株に分割）に伴い、発行可能株式総数は、128,000,000株増加しております。

(2) 発行済株式の総数　94,286,400株

うち、自己株式の数　4,108,486株

(注)　2020年１月１日付にて実施した株式分割（１株を２株に分割）に伴い、発行済株式の総数は、47,143,200株、自己株式の数は2,054,243株増加しております。

(3) 株主数　24,419名

(前期末比　17,820名増)

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	5,895千株	6.53%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	4,389	4.86
内山靖子	4,006	4.44
内山洋	3,483	3.86
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	3,008	3.33
内山秀	2,788	3.09
前田せつ子	2,587	2.86
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE FIDELITY FUNDS	2,461	2.72
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口５）	1,809	2.00
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	1,509	1.67

(注)　１．当社は、自己株式を4,108,486株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。また、持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

２．持株数・持株比率は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

３．日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社は、2020年７月27日付の合併に伴い、商号を株式会社日本カストディ銀行に変更しております。

３．会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2020年６月30日現在）

2007年３月９日開催の取締役会決議による新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

① 新株予約権の発行日　2007年３月26日

② 新株予約権の数　95個

③ 新株予約権の目的となる株式の種類及び数　当社普通株式76,000株（新株予約権１個につき800株）

④ 新株予約権の払込金額　新株予約権１個当たり226,300円（株式１株当たり282.88円）

⑤ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額　株式１株当たり１円

⑥ 新株予約権の行使期間　2007年３月27日～2027年３月26日

⑦ 新株予約権の主な行使条件

・権利行使期間内において、原則として当社の取締役の地位を喪失した後５年間に限り行使できる。

⑧ 当社役員の保有状況

区　　分	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	95 個	76,000 株	３名

（注）2013年７月１日付にて実施した株式分割、2017年４月１日付にて実施した株式分割及び2020年１月１日付にて実施した株式分割（いずれも１株を２株に分割）に伴い、「新株予約権の目的となる株式の数」は調整されております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4．会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2020年６月30日現在）

地　　位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	岡　林　　理	（重要な兼職） Lasertec U.S.A., Inc.取締役 Lasertec Korea Corporation理事 Lasertec Taiwan, Inc.董事 Lasertec China Co., Ltd.董事 Lasertec Singapore Service Pte. Ltd. 取締役
代表取締役副社長	楠　瀬　治　彦	（担当） 技術本部 （重要な兼職） 技術本部長、先端開発室長 Lasertec U.S.A., Inc.取締役 Lasertec Korea Corporation理事 Lasertec Taiwan, Inc.董事 Lasertec China Co., Ltd.董事 Lasertec Singapore Service Pte. Ltd. 取締役
常務取締役	内　山　　秀	（担当） 管理本部、品質保証部、海外子会社 （重要な兼職） 管理本部長、財務経理部長 Lasertec U.S.A., Inc.取締役 Lasertec Korea Corporation監査役 Lasertec Taiwan, Inc.監察人 Lasertec China Co., Ltd.監事 Lasertec Singapore Service Pte. Ltd. 取締役
取締役	森　泉　幸　一	（担当） 営業本部、技術二部、技術四部 （重要な兼職） 営業本部長、第２ソリューションセールス部長 第３ソリューションセールス部長 Lasertec Korea Corporation理事 Lasertec Taiwan, Inc.董事長 Lasertec China Co., Ltd.董事長
取締役	関　　寛　和	（担当） 技術一部、技術三部、技術五部 共焦点システムソリューション部 第１ソリューションセールス部 （重要な兼職） 第１ソリューションセールス部長 Lasertec Singapore Service Pte. Ltd. 取締役
取締役	梶　川　信　宏	
取締役	海老原　　稔	
取締役	下　山　隆　之	
常勤監査役	塚　崎　健　明	
監査役	齋　藤　侑　二	
監査役	石　黒　美　幸	長島・大野・常松法律事務所パートナー弁護士 株式会社ベネッセホールディングス社外監査役

（注）１．取締役の梶川信宏、海老原稔及び下山隆之の３氏は、社外取締役であります。
２．監査役の齋藤侑二、石黒美幸の両氏は、社外監査役であります。
３．常勤監査役塚崎健明氏は、製造業他社財務経理部門における長年の業務経験を有するほか、当社の財務経理部長を経験しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
４．監査役齋藤侑二氏は、他社において長年の監査役経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
５．監査役石黒美幸氏は、弁護士の資格を有しており、法律的見地から企業活動の適正性を判断する相当程度の知見を有するものであります。
６．当社は、社外取締役の梶川信宏氏、海老原稔氏、下山隆之氏及び社外監査役の齋藤侑二氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区　分	人　数(名)	報酬等の総額(千円)
取締役 (うち社外取締役)	8 (3)	772,500 (40,800)
監査役 (うち社外監査役)	3 (2)	38,400 (14,400)
合　計	11	810,900

(注) 1．報酬等の総額には、以下のものが含まれております。
2020年９月28日開催予定の第58期定時株主総会に付議いたします役員賞与
取締役（社外取締役を除く）５名　537,000千円
2．取締役の報酬限度額は、2015年９月28日開催の第53期定時株主総会において年額400,000千円以内（うち社外取締役60,000千円以内）として決議されております。この金額には賞与は含まれておりません。
3．監査役の報酬限度額は、2016年９月28日開催の第54期定時株主総会において年額60,000千円以内として決議されております。この金額には賞与は含まれておりません。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役(３名)及び社外監査役(２名)は、会社法第427条第１項の規定及び当社定款の規定に基づき、会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは法令の定める最低責任限度額としております。

(4) 社外役員に関する事項

①　他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外監査役石黒美幸氏は、株式会社ベネッセホールディングスの社外監査役を兼任しております。同社と当社の間に取引等の特別の関係はありません。また、当社と同氏及び同氏が所属する長島・大野・常松法律事務所との間に顧問契約等の特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

社外取締役梶川信宏氏は、当事業年度に開催された12回の取締役会全てに出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

社外取締役海老原稔氏は、当事業年度に開催された12回の取締役会全てに出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

社外取締役下山隆之氏は、当事業年度に開催された12回の取締役会全てに出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

社外監査役齋藤侑二氏は、当事業年度に開催された12回の取締役会全てに出席し、取締役の業務執行を監査するとともに、適宜意見を述べております。また、当事業年度に開催された14回の監査役会全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する事項の審議・協議等を行っております。

社外監査役石黒美幸氏は、当事業年度に開催された12回の取締役会全てに出席し、取締役の業務執行を監査するとともに、弁護士としての専門的見地から適宜意見を述べております。また、当事業年度に開催された14回の監査役会全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する事項の審議・協議等を行っております。

５．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

ＰｗＣあらた有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区　　分	支払額(千円)
① 当社が支払うべき公認会計士法第２条第１項の監査業務についての報酬等の額	25,000
② 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	25,000

(注) １．当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

２．当社監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人から提示を受けた監査計画における監査時間・配員等の見積りの算出根拠、従前の事業年度における業務執行状況と報酬実績の比較推移等を確認し、その相当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

３．当社の子会社であるLasertec Taiwan, Inc.及びLasertec China Co., Ltd.は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当し、解任が相当と認められる場合には、監査役会は、監査役全員の同意により解任いたします。

上記の場合のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任の議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

６．取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容および運用状況の概要

当社は、株式会社の業務の適正を確保するために必要な内部統制システム構築の基本方針について、下記のとおり定めております。なお、本基本方針は、適宜見直し要否を検討し、必要に応じて改定決議を行い、改定決議を行わない場合であっても、毎年定期的に取締役会にて検討状況に関して報告を行います。

(1) 取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

① 当社の経営上の重要事項は、法令、定款および取締役会規定に基づき、毎月開催する定例取締役会および必要に応じて開催する臨時取締役会に付議される。

② 取締役社長の諮問機関である経営会議については、経営会議規定により監査役および社外取締役の出席権を保障し、議事に関し意見を述べることができるものとする。

③ 監査は、法定監査のほか、社長直属の監査室が内部監査規定に従い内部監査を実施し、是正が必要な事項については、社長が被監査部門の責任者に対して是正措置およびその結果報告の指示を行う。

④ コンプライアンス全般の管理については、コンプライアンス管理規定に基づいて、コンプライアンス担当役員を置き、コンプライアンス管理に関する当社の基本方針を明確にするとともに、コンプライアンスに係わる問題に役員および従業員が直面した場合の対応上の基本義務、業務遂行上の公正な行動や判断・評価の基準となるべき管理・行動基準、組織としてのコンプライアンス管理および内部通報体制の制度化等を明確にし、適正な運用を図る。

⑤ 財務報告の信頼性に影響を与える業務上の不備、不正を防止するため、経理その他財務報告に直接または間接的に関係する業務の統制体制の改善を継続する。

【運用状況】

・定例取締役会を、年間スケジュールに基づき12回開催している。経営会議は12回開催している。また、監査役は監査役会で策定した監査方針及び年間監査計画に基づいて監査を実施し、監査室は内部監査計画を策定し、各種監査を実施している。

・コンプライアンスに関わる規定、基本方針、内部通報体制、その他必要な情報は常に社内ウェブサイトで閲覧できる状態にあり、機会あるごとに社内周知している。
・第58期もコンプライアンスに関するe-ラーニングを全社員（常勤役員・派遣社員を含む）を対象に実施した。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

① 取締役の職務執行に係る意思決定および報告に関しては、決議・執行事項の所管に応じ取締役会規定および経営会議規定に基づき、取締役会議事録および経営会議議事録に記録し、法律および規定に定める期間保存する。その他の業務決裁事項に関しては、決裁規定に基づき決裁書類を作成し、規定に定める期間保存する。

② 業務に関わる文書の整理、保管、保存および廃棄の取り扱いは、文書管理規定に従うものとし、文書はいつでも取締役および監査役の閲覧、会計監査人の監査等に供することができるよう整理しておくものとする。

③ 文書、電磁的記録および情報システム等を情報資産として安全に保護する体制に関しては、情報セキュリティ管理規定に基づいて管理する。

【運用状況】

・取締役会及び経営会議関連文書、決裁書類その他業務文書等は、上記各規定に基づき保存年限及び所管部署等を定めて適切に管理しており、取締役及び監査役の閲覧、会計監査人の監査等に供している。

(3) 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 事業遂行に伴う損失の危険については、事業の経営計画および予算の策定において適正に評価し、損失の有無、程度等の判断については、毎月の取締役会および経営会議において必要に応じ審議し対策を決定する。また、資金の運用等については、経理規定等に基づき適正な運用を図るとともに、その運用実績については定期的に取締役会に報告する。

② 天災、病疫その他不可抗力による会社資産の損失や人身に対する危険の発生等、危機状態への対応については、危機管理規定に基づいて、社長を本部長とした対策本部を直ちに設置し、損失の顕在化および拡大防止を図り、損失を最小限に止める体制をとる。

【運用状況】

・事業の経営計画は毎月、事業計画フォロー会議を開催し、進捗状況に合わせて事業遂行に伴う損失の危険の有無、程度等を常時把握し、毎月、取締役会及び経営会議に報告し必要な審議、対策を実施している。

・COVID-19については、危機状態に発展する可能性を見据え、社長を長とする対策会議を適宜開催し、従業員、協力会社社員、顧客への感染防止への取り組みや事業への影響に対する対応策を協議し実施している。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役会の意思決定・業務監督機能を充実させるため社外取締役を選任するとともに、業務執行取締役の職責を強化し、業務執行における意思決定過程の簡素化を図ることにより、経営環境の変化に機敏に対応し、業績の持続的向上を目指すものとする。

② 業務の運営においては、組織規定および職務分掌規定に基づき各部門の職務分掌を明確に定め、また、職務権限規定および決裁規定に基づき職位者の業務遂行上の責任と権限を明確にすることにより、業務の確実かつ効率的な運営を行う。

【運用状況】

・業務執行体制は、顧客、業界の動向及びその他諸情勢に照らし、常に効率的かつ確実な業務遂行を図ることができるよう社内組織を見直し改定している。

(5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 子会社の経営管理については、関係会社管理規定に基づき管理統括者を置くものとし、各子会社の管理業務は管理統括者が当社内関連部門の協力を得て遂行する。

② 関係会社管理規定に定める各子会社に関わる重要事項については、各子会社の代表者または管理統括者が指名した子会社の役職者が定期的に当社の取締役会に報告をするものとする。

③ 内部通報制度は子会社にも適用する。

【運用状況】

・経営企画室がその体制を整備、統括しており、各子会社は事業の運営状況を四半期毎に取締役会に報告している。

・第58期は各子会社の代表者が取締役会において重要事項に関する説明を４回実施した。

・内部通報制度を子会社へ適用するため、制度の目的及び内容について子会社へ周知を行っている。

・各子会社においても内部通報制度の社外窓口を利用できるようにしている。

(6) 監査役の職務を補助すべき従業員に関する事項および当該従業員の取締役からの独立性に関する事項並びに当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

① 監査役より、補助すべき従業員の要請がある場合には、迅速に必要なスタッフを置くものとする。その場合、スタッフの任命、異動、評価等に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとする。

② 監査役は当該スタッフに対して、監査業務に必要な事項を指示することができるものとし、当該スタッフは監査役の指示に反して、取締役の指揮命令を受けない。

【運用状況】

・監査役を補助すべきスタッフを任命しており、監査役の指示のもとに活動している。

(7) 当社および子会社の取締役、役員および従業員が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

① 当社および子会社の取締役、役員および従業員は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、または発生するおそれがあるとき、あるいは役職員による違法や不正を発見した場合は、すみやかに当社の監査役に報告するものとする。

② 当社の監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため経営会議等の重要な会議に出席するとともに、主要な決裁願その他業務に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて当社および子会社の取締役、役員および従業員に職務執行に関する報告を求めることができるものとする。

③ 当社の監査役への報告に関してはコンプライアンス管理規定の通報者保護規定を適用し、当該報告を行った当社および子会社の取締役、役員および従業員に対し、当該報告をしたことを理由として解雇、契約解除その他いかなる不利な取り扱いを行わないものとする。

【運用状況】

・内部通報制度において通報者は監査役に直接通報できることとしており、また、その通報によりいかなる不利益も受けないことを徹底している。

・監査役は、取締役会、経営会議及びその他重要な会議に出席し、監査役の立場から必要な発言をしている。また、取締役及び従業員は、監査役が決裁願その他業務に関する文書をいつでも閲覧できるよう対応しており、子会社においても同様の対応をしている。

⑻ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するための予算を計上するほか、監査役から必要な前払い等の請求があった場合には、速やかに当該費用または債務を支払うものとする。

【運用状況】

・必要に応じて費用の前払、精算を行うなど、監査役の請求に応じて会社法の定めに従い適切に対応している。

⑼ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査役は代表取締役との定期的な意見交換会を開催し、適切な意思疎通および効果的な監査業務の遂行を図るものとする。

② 監査役は監査法人および内部監査室との連携を図り、適切な意思疎通および効果的な監査業務の遂行を図るものとする。

【運用状況】

・監査役と代表取締役との定期的な意見交換会は、年間監査計画に基づき年３回実施されている。

・監査役は、監査法人との間では、期初の監査計画書の受領、各四半期レビュー報告及び期末の監査結果報告の受領等を含む定期的な会合の場での意見及び情報交換を実施し、また監査室との間では、年間監査計画書の策定、それに基づく監査結果報告の受領等で定期的な意見及び情報交換の場を持つ等連携を図り適切な監査業務の遂行に努めているほか、必要に応じて両者との間で随時意見及び情報交換を実施している。

(10) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方および体制整備について

当社は、業務の適正を確保するための体制の一環として、以下のとおり反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方を明確にし、その体制を整備する。

① 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力と一切の関係をもたないことを基本方針とし、すべての役員・従業員に対して、反社会的勢力およびこれらと関係のある個人や団体の利用、これらへの資金提供や協力、加担など一切の交流・関わりをもつことを禁止する。

② 反社会的勢力に対する対応は総務部が総括し弁護士、所轄警察署と連携して対処する。

(ⅰ)反社会的勢力の関係者から接触を受けた時は直ちに警察等のしかるべき機関に情報を提供するとともに、何らかの要求を受けたときは毅然とした姿勢で組織的かつ法的に対処する。

(ⅱ)企業防衛対策協議会への加盟を継続し、平素から関連情報を収集して不測の事態に備え最新の動向を把握するよう努める。

【運用状況】

・総務部担当者は、神奈川県企業防衛対策協議会３回に全回出席し、情報収集及び加盟各企業との情報交換を実施している。

（注） 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2020年６月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
【流動資産】	[70,002,699]	**【流動負債】**	[42,058,860]
現金及び預金	24,723,393	買掛金	4,985,628
受取手形及び売掛金	5,662,634	未払法人税等	4,581,064
仕掛品	30,083,265	前受金	25,655,709
原材料及び貯蔵品	3,978,778	役員賞与引当金	537,000
その他	5,563,227	製品保証引当金	33,715
貸倒引当金	△8,601	品質補償引当金	92,920
【固定資産】	[11,791,372]	その他	6,172,820
有形固定資産	(7,914,231)	**【固定負債】**	[559,651]
建物及び構築物	2,390,271	退職給付に係る負債	276,481
機械装置及び運搬具	723,142	資産除去債務	219,072
工具、器具及び備品	499,765	その他	64,096
リース資産	22,410	**負債合計**	42,618,511
土地	4,254,773	**純資産の部**	
建設仮勘定	23,868	**【株主資本】**	[39,047,686]
無形固定資産	(843,359)	**資本金**	931,000
投資その他の資産	(3,033,781)	**資本剰余金**	1,080,360
投資有価証券	532,873	**利益剰余金**	38,014,040
繰延税金資産	2,347,281	**自己株式**	△977,713
その他	153,626	**【その他の包括利益累計額】**	[106,375]
		その他有価証券評価差額金	259,879
		為替換算調整勘定	△153,504
		【新株予約権】	[21,498]
資産合計	81,794,071	**純資産合計**	39,175,560
		負債及び純資産合計	81,794,071

連結損益計算書

（自　2019年７月１日
至　2020年６月30日）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**42,572,915**
売上原価		19,581,071
売上総利益		**22,991,843**
販売費及び一般管理費		7,929,172
営業利益		**15,062,671**
営業外収益		
受取利息	9,255	
受取配当金	13,464	
固定資産賃貸料	2,101	
為替差益	27,706	
その他	6,339	58,866
営業外費用		
固定資産除却損	5,735	
その他	384	6,119
経常利益		**15,115,418**
税金等調整前当期純利益		**15,115,418**
法人税、住民税及び事業税	5,541,954	
法人税等調整額	△1,250,109	4,291,845
当期純利益		**10,823,573**
親会社株主に帰属する当期純利益		**10,823,573**

連結株主資本等変動計算書

（自　2019年７月１日
至　2020年６月30日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	931,000	1,080,360	29,985,983	△977,387	31,019,955
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△2,795,516		△2,795,516
親会社株主に帰属する当期純利益			10,823,573		10,823,573
自己株式の取得				△325	△325
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	8,028,056	△325	8,027,731
当連結会計年度末残高	931,000	1,080,360	38,014,040	△977,713	39,047,686

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	221,898	△155,846	66,051	21,498	31,107,506
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△2,795,516
親会社株主に帰属する当期純利益					10,823,573
自己株式の取得					△325
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	37,980	2,342	40,323	－	40,323
連結会計年度中の変動額合計	37,980	2,342	40,323	－	8,068,054
当連結会計年度末残高	259,879	△153,504	106,375	21,498	39,175,560

連結注記表

（連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記）

１．記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

２．連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数　４社

連結子会社の名称

Lasertec U.S.A., Inc.

Lasertec Korea Corporation

Lasertec Taiwan, Inc.

Lasertec China Co., Ltd.

(2) 主要な非連結子会社の名称等

Lasertec Singapore Service Pte. Ltd.

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、総資産、売上高、当期純利益及び利益剰余金等からみて、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

３．持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社の名称

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社の名称

主要な非連結子会社の名称等

Lasertec Singapore Service Pte. Ltd.

持分法を適用していない理由

持分法を適用していない非連結子会社は、当期純利益及び利益剰余金等からみて、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

４．連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちLasertec China Co., Ltd.の決算日は12月31日であり、連結決算日に正規の決算に準じる合理的な手続きにより連結上必要な調整をしております。その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

５．会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの……連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……移動平均法による原価法

② たな卸資産

イ．仕掛品……個別法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

ロ．原材料及び貯蔵品……先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産……定率法

ただし、2000年７月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

（主な耐用年数）

建物及び構築物	２～50年
機械装置及び運搬具	３～11年
工具、器具及び備品	２～15年

無形固定資産……定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（主に５年）に基づく定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 製品保証引当金

無償サービス保証期間内における保守、修繕費用等の支出に備えるため、過去の無償サービス費用の実績に基づいて発生見込額を計上しております。

④ 品質補償引当金

製品の品質に関する補償費用の支出に備えるため、今後必要と見込まれる金額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

従業員に対する退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務見込額及び年金資産残高に基づき計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2018年３月30日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2018年３月30日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

(6) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定として計上しております。

② 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

（会計方針の変更）

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2018年３月30日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2018年３月30日）（以下「収益認識会計基準等」という。）が2018年４月１日以後開始する連結会計年度の期首から適用できることになったことに伴い、当連結会計年度の期首から収益認識会計基準等を早期適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、以下の変更を行いました。

（１）製品の販売

製品の販売には、顧客との契約に基づく当該製品の引き渡し、及び保証期間内におけるメンテナンスサービス（以下、「無償メンテナンスサービス」という。）の提供が含まれており、製品の引き渡しと無償メンテナンスサービスの提供をそれぞれ独立した履行義務として識別しております。製品の引き渡しは、顧客が製品を検収した時に資産の支配が顧客に移転するため、当該時点で収益を認識しております。無償メンテナンスサービスの提供は、履行義務が時の経過につれて充足されるため、保証期間に応じて均等按分し、収益を認識しております。

（２）有償メンテナンスサービスの提供

当社グループは、販売した製品に対して別途の契約に基づく有償メンテナンスサービスを提供しております。有償メンテナンスサービスには顧客からの要請に応じた都度の役務提供契約（オン・コール）と一定期間の保守契約があり、これらに係るサービスの提供について履行義務として識別しております。オン・コールの場合は、サービスの提供が完了した時に履行義務が充足されるため、当該時点で収益を認識しております。一定期間の保守契約の場合は、履行義務が時の経過にわたり充足されるため、契約期間に応じて均等按分し、収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用にあたっては、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、当連結会計年度の売上高が1,495,264千円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ1,205,316千円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高への影響はありません。

（連結貸借対照表に関する注記）

１．有形固定資産の減価償却累計額	4,362,378千円
２．取締役に対する金銭債務	21,000千円

（連結株主資本等変動計算書に関する注記）

１．当連結会計年度末日における発行済株式の総数

普通株式	94,286,400株

（注）2020年１月１日付にて実施した株式分割（１株を２株に分割）に伴い、発行済株式の総数は、47,143,200株増加しております。

２．剰余金の配当に関する事項

(1)配当金支払額

2019年９月27日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

株式の種類	普通株式
配当金の総額	1,397,759千円
１株当たり配当額	31円
基準日	2019年６月30日
効力発生日	2019年９月30日

2020年２月３日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

株式の種類	普通株式
配当金の総額	1,397,757千円
１株当たり配当額	31円
基準日	2019年12月31日
効力発生日	2020年３月６日

（注）2020年１月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っております。「１株当たり配当額」につきましては、当該株式分割前の金額を記載しております。

(2)基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2020年９月28日開催の定時株主総会において、次の議案を付議いたします。

株式の種類	普通株式
配当金の総額	2,434,803千円
配当の原資	利益剰余金
１株当たり配当額	27円
基準日	2020年６月30日
効力発生日	2020年９月29日

３．当連結会計年度末日における新株予約権の目的となる株式数

普通株式	76,000株

（注）2020年１月１日付にて実施した株式分割（１株を２株に分割）に伴い、「新株予約権の目的となる株式数」は調整されております。

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金繰計画に照らして、必要な資金を調達（主に銀行借入）することにしております。

(2) 金融商品の内容及びリスク

営業債権である受取手形及び売掛金については、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は主として株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、１年以内の支払期日であります。

なお、デリバティブ取引はありません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

営業債権に係る顧客の信用リスクは、販売業務処理規定に沿って取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、債権の保全に努めております。

② 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

投資有価証券については、定期的に株価や発行体（取引先企業）の財務状況等の確認を行い、四半期毎に時価の把握を行っております。

③ 資金調達に係る流動性のリスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき財務経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

２．金融商品の時価等に関する事項

2020年６月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	24,723,393	24,723,393	－
(2)受取手形及び売掛金	5,662,634	5,662,634	－
(3)投資有価証券 その他有価証券	502,458	502,458	－
資産計	30,888,485	30,888,485	－
(1)買掛金	4,985,628	4,985,628	－
(2)未払法人税等	4,581,064	4,581,064	－
負債計	9,566,693	9,566,693	－

(注) １．金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1)現金及び預金　(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3)投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっております。

負債

(1)買掛金　(2)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	30,415

市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券　その他有価証券」には含めておりません。

（１株当たり情報に関する注記）

１．１株当たり純資産額　434円19銭

２．１株当たり当期純利益　120円02銭

（注）当社は、2019年11月25日開催の取締役会決議に基づき、2020年１月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っております。そのため、当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額を算定しております。

（収益認識に関する注記）

当社グループが営んでいる主な事業内容は、半導体関連装置及びその他の装置等の設計、製造、販売並びにこれらに係る有償メンテナンスサービスの提供であり、製品の販売と有償メンテナンスサービスの提供に区分されます。当社グループの主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

(１)製品の販売

製品の販売には、顧客との契約に基づく当該製品の引き渡し、及び保証期間内におけるメンテナンスサービス（以下、「無償メンテナンスサービス」という。）の提供が含まれており、製品の引き渡しと無償メンテナンスサービスの提供をそれぞれ独立した履行義務として識別しております。製品の引き渡しは、顧客が製品を検収した時に資産の支配が顧客に移転するため、当該時点で収益を認識しております。無償メンテナンスサービスの提供は、履行義務が時の経過につれて充足されるため、保証期間に応じて均等按分し、収益を認識しております。

(２)有償メンテナンスサービスの提供

当社グループは、販売した製品に対して別途の契約に基づく有償メンテナンスサービスを提供しております。有償メンテナンスサービスには顧客からの要請に応じた都度の役務提供契約（オン・コール）と一定期間の保守契約があり、これらに係るサービスの提供について履行義務として識別しております。オン・コールの場合は、サービスの提供が完了した時に履行義務が充足されるため、当該時点で収益を認識しております。一定期間の保守契約の場合は、履行義務が時の経過にわたり充足されるため、契約期間に応じて均等按分し、収益を認識しております。

（その他の注記）

退職給付会計

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、退職給付制度として確定給付型企業年金制度を採用しております。また、当社の海外子会社５社のうち１社は確定給付型企業年金制度を、他の４社は確定拠出型の制度を設けております。

２．確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

退職給付に係る負債の期首残高	227,931千円
退職給付費用	151,062
退職給付の支払額	△24,532
制度への拠出額	△77,980
退職給付に係る負債の期末残高	276,481

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

退職給付に係る資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	963,166千円
年金資産	△686,684
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	276,481

退職給付に係る負債	276,481
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	276,481

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	151,062千円

３．確定拠出制度

連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、38,278千円であります。

資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

１．当該資産除去債務の概要

クリーンルーム用不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

２．当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年と見積り、割引率は0.061％を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

３．当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	218,939千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	－
時の経過による調整額	133
期末残高	219,072

貸借対照表

(2020年６月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
【流動資産】	[67,476,240]	**【流動負債】**	[41,504,062]
現金及び預金	23,018,502	買掛金	5,037,738
受取手形	234,416	未払金	1,005,079
売掛金	4,917,643	未払法人税等	4,377,428
仕掛品	30,171,273	前受金	25,577,678
原材料及び貯蔵品	3,724,232	役員賞与引当金	537,000
未収入金	3,949,094	品質補償引当金	92,920
その他	1,468,720	その他	4,876,216
貸倒引当金	△7,642	**【固定負債】**	[558,447]
【固定資産】	[11,857,617]	退職給付引当金	276,481
有形固定資産	(7,879,735)	資産除去債務	219,072
建物	2,364,714	その他	62,893
構築物	9,250	**負債合計**	42,062,509
機械装置及び運搬具	723,121	**純資産の部**	
工具、器具及び備品	481,595	**【株主資本】**	[36,989,970]
リース資産	22,410	**資本金**	(931,000)
土地	4,254,773	**資本剰余金**	(1,080,360)
建設仮勘定	23,868	資本準備金	1,080,360
無形固定資産	(842,616)	**利益剰余金**	(35,956,323)
投資その他の資産	(3,135,266)	利益準備金	159,038
投資有価証券	532,873	その他利益剰余金	35,797,285
関係会社株式	155,889	別途積立金	9,212,000
繰延税金資産	2,329,925	繰越利益剰余金	26,585,285
その他	116,577	**自己株式**	(△977,713)
		【評価・換算差額等】	[259,879]
		その他有価証券評価差額金	259,879
		【新株予約権】	[21,498]
資産合計	79,333,857	**純資産合計**	37,271,347
		負債及び純資産合計	79,333,857

損　益　計　算　書

（自　2019年７月１日
至　2020年６月30日）

（単位：千円）

科　　目	金	額
売　　上　　高		**40,319,777**
売　　上　　原　　価		19,201,122
売　上　総　利　益		**21,118,654**
販売費及び一般管理費		7,368,017
営　業　利　益		**13,750,637**
営　業　外　収　益		
受　取　利　息	2,386	
受　取　配　当　金	1,070,004	
固定資産賃貸料	2,101	
為　替　差　益	8,959	
そ　の　他	4,816	1,088,269
営　業　外　費　用		
固定資産除却損	5,695	
そ　の　他	57	5,753
経　常　利　益		**14,833,153**
税引前当期純利益		**14,833,153**
法人税、住民税及び事業税	5,079,321	
法　人　税　等　調　整　額	△1,089,781	3,989,539
当　期　純　利　益		**10,843,613**

株主資本等変動計算書

（自　2019年７月１日
至　2020年６月30日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
				別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	931,000	1,080,360	159,038	9,212,000	18,537,188	27,908,227
当期変動額						
剰余金の配当					△2,795,516	△2,795,516
当期純利益					10,843,613	10,843,613
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	－	－	－	－	8,048,096	8,048,096
当期末残高	931,000	1,080,360	159,038	9,212,000	26,585,285	35,956,323

	株主資本		評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金		
当期首残高	△977,387	28,942,199	221,898	21,498	29,185,596
当期変動額					
剰余金の配当		△2,795,516			△2,795,516
当期純利益		10,843,613			10,843,613
自己株式の取得	△325	△325			△325
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			37,980	－	37,980
当期変動額合計	△325	8,047,770	37,980	－	8,085,751
当期末残高	△977,713	36,989,970	259,879	21,498	37,271,347

個別注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

２．資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

① 子会社株式……移動平均法による原価法

② その他有価証券

時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……移動平均法による原価法

(2) たな卸資産

① 仕掛品……個別法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

② 原材料及び貯蔵品……先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

３．固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……定率法

ただし、2000年７月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

（主な耐用年数）

建物	６～50年
機械装置及び運搬具	４～11年
工具、器具及び備品	２～15年

無形固定資産……定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（主に５年）に基づく定額法によっております。

４．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 製品保証引当金

無償サービス保証期間内における保守、修繕費用等の支出に備えるため、過去の無償サービス費用の実績に基づいて発生見込額を計上しております。

(4) 品質補償引当金

製品の品質に関する補償費用の支出に備えるため、今後必要と見込まれる金額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員に対する退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務見込額及び年金資産残高に基づき計上しております。

5．収益及び費用の計上基準

当社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2018年３月30日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2018年３月30日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

6．その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

（会計方針の変更）

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2018年３月30日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2018年３月30日）（以下「収益認識会計基準等」という。）が2018年４月１日以後開始する事業年度の期首から適用できることになったことに伴い、当事業年度の期首から収益認識会計基準等を早期適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、以下の変更を行いました。

（１）製品の販売

製品の販売には、顧客との契約に基づく当該製品の引き渡し、及び保証期間内におけるメンテナンスサービス（以下、「無償メンテナンスサービス」という。）の提供が含まれており、製品の引き渡しと無償メンテナンスサービスの提供をそれぞれ独立した履行義務として識別しております。製品の引き渡しは、顧客が製品を検収した時に資産の支配が顧客に移転するため、当該時点で収益を認識しております。無償メンテナンスサービスの提供は、履行義務が時の経過につれて充足されるため、保証期間に応じて均等按分し、収益を認識しております。

（２）有償メンテナンスサービスの提供

当社グループは、販売した製品に対して別途の契約に基づく有償メンテナンスサービスを提供しております。有償メンテナンスサービスには顧客からの要請に応じた都度の役務提供契約（オン・コール）と一定期間の保守契約があり、これらに係るサービスの提供について履行義務として識別しております。オン・コールの場合は、サービスの提供が完了した時に履行義務が充足されるため、当該時点で収益を認識しております。一定期間の保守契約の場合は、履行義務が時の経過にわたり充足されるため、契約期間に応じて均等按分し、収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用にあたっては、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、当事業年度の売上高が1,456,699千円減少し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ1,166,751千円減少しております。また、繰越利益剰余金の当期首残高への影響はありません。

（貸借対照表に関する注記）

１．関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	385,165千円
短期金銭債務	496,086千円

２．有形固定資産の減価償却累計額　4,302,839千円

３．取締役に対する金銭債務　21,000千円

（損益計算書に関する注記）

関係会社との取引高

営業取引	
売上高	3,650,160千円
仕入高	670,002
その他の営業取引高	1,815,970
合計	6,136,133
営業取引以外の取引	1,056,960千円

（株主資本等変動計算書に関する注記）

当事業年度末日における自己株式の数

普通株式　4,108,486株

（注）2020年１月１日付にて実施した株式分割（１株を２株に分割）に伴い、自己株式の数は、2,054,243株増加しております。

（税効果会計に関する注記）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
繰延収益	1,153,470千円
たな卸資産評価損	502,535
ソフトウェア償却限度超過額	233,897
未払事業税	221,439
退職給付引当金	83,801
資産除去債務	66,401
未払サービスコミッション	50,206
投資有価証券評価損	43,454
品質補償引当金	28,164
減損損失	18,570
株式報酬費用	6,516
長期未払金	6,365
貸倒引当金	2,316
その他	51,785
繰延税金資産小計	2,468,925
評価性引当額	－
繰延税金資産合計	2,468,925
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△61,540
その他有価証券評価差額金	△77,458
繰延税金負債合計	△138,999
繰延税金資産の純額	2,329,925

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の主な項目別の内訳

法定実効税率	30.3%
（調整）	
受取配当金の益金不算入額	△2.1
試験研究費の税額控除	△2.9
役員賞与引当金	1.1
その他	0.5
税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.9

（関連当事者との取引に関する注記）

子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権の数の割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
子会社	Lasertec U.S.A., Inc.	（所有）直接100%	当社製品の販売等役員の兼任	製品の販売	2,278,313	売掛金	48,686

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

価格その他の取引条件は、市場価格を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。

（１株当たり情報に関する注記）

１．１株当たり純資産額　413円07銭

２．１株当たり当期純利益　120円25銭

（注）当社は、2019年11月25日開催の取締役会決議に基づき、2020年１月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っております。そのため、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額を算定しております。

（収益認識に関する注記）

連結注記表「収益認識に関する注記」に記載されている内容と同一のため、記載を省略しております。

（その他の注記）

退職給付会計

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、退職給付制度として確定給付型企業年金制度を採用しております。

(2) 退職給付債務に関する事項

退職給付債務	811,121千円
年金資産残高	△534,640
退職給付引当金	276,481

（注）退職給付債務の計算手法

当社は小規模企業に該当するため、退職給付会計基準の適用に当たり簡便法を採用しております。

簡便法による退職給付債務の計算方法は次のとおりであります。

在籍従業員……退職給付制度全体としての期末自己都合要支給額

年金受給者……年金財政計算上の責任準備金の額

(3) 退職給付費用に関する事項

勤務費用	112,362千円
退職給付費用合計	112,362

（注）簡便法を採用しているため、退職給付費用は勤務費用に計上しております。

会計監査人の連結計算書類に係る監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年８月３日

レーザーテック株式会社

取　締　役　会　御中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　岩　尾　健太郎　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　千代田　義　央　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、レーザーテック株式会社の2019年７月１日から2020年６月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、レーザーテック株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の計算書類に係る監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年８月３日

レーザーテック株式会社

取　締　役　会　御中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　岩　尾　健太郎　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　千代田　義　央　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、レーザーテック株式会社の2019年７月１日から　2020年６月30日までの第58期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2019年７月１日から2020年６月30日までの第58期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1)　監査役会は、当事業年度の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2)　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、当事業年度の監査方針、監査計画等に従い、取締役、監査室その他の従業員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び従業員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び従業員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ＰｗＣあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)　連結計算書類の監査結果

会計監査人ＰｗＣあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年８月５日

レーザーテック株式会社　監査役会

常勤監査役　　塚　崎　健　明　㊞

社外監査役　　齋　藤　侑　二　㊞

社外監査役　　石　黒　美　幸　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、安定的な利益還元を維持しつつ、業績に応じた弾力的な配当を行い、連結での配当性向35％を目安とすることを配当政策の基本方針としております。

当期の期末配当金につきましては、この基本方針に基づき、以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類
金銭

② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式１株につき金27円
総額2,434,803,678円

③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2020年９月29日

第２号議案　取締役８名選任の件

取締役全員（８名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。
つきましては、取締役８名の選任をお願いいたしたいと存じます。
取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏　名	当社における現在の地位	
1	おか　ばやし　おさむ 岡　林　　理	代表取締役社長	再 任
2	くすの　せ　はる　ひこ 楠　瀬　治　彦	代表取締役副社長	再 任
3	うち　やま　しゅう 内　山　　秀	常務取締役	再 任
4	もり　いずみ　こう　いち 森　泉　幸　一	常務取締役	再 任
5	せき　　ひろ　かず 関　　寛　和	取締役	再 任
6	えびはら　みのる 海老原　　稔	社外取締役	再 任　社 外　独 立
7	しも　やま　たか　ゆき 下　山　隆　之	社外取締役	再 任　社 外　独 立
8	み　はら　こう　じ 三　原　康　司	－	新 任　社 外　独 立

再 任　再任取締役候補者　　新 任　新任取締役候補者
社 外　社外取締役候補者　　独 立　証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	おか　ばやし　おさむ 岡　林　理 （1958年５月16日）	2001年７月　当社入社 2002年１月　営業部ゼネラルマネージャー 2003年９月　取締役 2005年３月　Lasertec U.S.A., Inc. 社長 2005年９月　当社常務取締役 2005年９月　Lasertec Korea Corporation 代表理事 2006年７月　当社営業本部長 2007年９月　代表取締役兼常務執行役員 2008年１月　代表取締役副社長 2009年７月　代表取締役社長(現任) （重要な兼職の状況） Lasertec U.S.A., Inc. 取締役 Lasertec Korea Corporation 理事 Lasertec Taiwan, Inc. 董事 Lasertec China Co., Ltd. 董事 Lasertec Singapore Service Pte. Ltd. 取締役 （選任の理由） 岡林理氏は、当社入社以来、営業業務に従事し、部門長を経て、2003年９月に取締役に就任しています。取締役就任後は、経営全般に関する知見を広め、2009年に代表取締役社長に就任し、強いリーダーシップのもと経営改革を推進しております。同氏の豊富な経験や見識は、当社グループのさらなる持続的成長に資するものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。	80,000株

候補者番号	氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位、担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
2	くすの　せ　はる　ひこ 楠瀬治彦 （1958年10月26日）	1995年４月　当社入社 1998年１月　技術二部長 2001年３月　技術二部ゼネラルマネージャー 2001年９月　取締役 2003年９月　常務取締役 2003年９月　研究開発部ゼネラルマネージャー 2005年７月　技術業務推進室長 2006年７月　第一事業部長兼半導体第一部長 2007年９月　取締役兼常務執行役員 2009年７月　技術本部長(現任) 2009年９月　代表取締役副社長(現任) 2014年７月　マーケティング部長 2014年12月　先端開発室長(現任) （担当） 技術本部 （重要な兼職の状況） Lasertec U.S.A., Inc. 取締役 Lasertec Korea Corporation 理事 Lasertec Taiwan, Inc. 董事 Lasertec China Co., Ltd. 董事 Lasertec Singapore Service Pte. Ltd. 取締役 （選任の理由） 楠瀬治彦氏は、当社入社以来、技術開発業務に従事し、部門長を経て、2001年９月に取締役に就任しています。取締役就任後は、経営全般に関する知見を広め、2009年９月に代表取締役副社長に就任し、技術開発や生産基盤の強化に取り組んでおります。同氏の豊富な経験や見識は、当社グループのさらなる持続的成長に資するものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。	80,000株

候補者番号	氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位、担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
3	うち　やま　しゅう 内　山　秀 （1966年２月１日）	1992年８月　当社入社 1998年７月　企画室長 2001年９月　取締役 2004年１月　総務部ゼネラルマネージャー 2006年７月　経営企画室長 2007年７月　管理本部長兼企画室長 2007年９月　取締役兼執行役員 2008年７月　経営戦略室長兼総務部長 2009年７月　管理本部長（現任） 2011年１月　Lasertec Korea Corporation 代表理事 2013年７月　当社品質保証部長 2013年９月　常務取締役（現任） 2015年８月　Lasertec Taiwan, Inc. 董事長 2017年６月　Lasertec China Co., Ltd. 董事長 2020年１月　当社財務経理部長（現任） （担当） 管理本部、品質保証部、海外子会社 （重要な兼職の状況） Lasertec U.S.A., Inc. 取締役 Lasertec Korea Corporation 監査役 Lasertec Taiwan, Inc. 監察人 Lasertec China Co., Ltd. 監事 Lasertec Singapore Service Pte. Ltd. 取締役 （選任の理由） 内山秀氏は、当社入社以来、管理部門業務に従事し、部門長を経て、2001年９月に取締役に就任しています。取締役就任後は、経営全般に関する知見を広めるとともに、管理業務の強化に取り組んでおります。同氏の豊富な経験や見識は、当社グループのさらなる持続的成長に資するものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。	2,788,000株

候補者番号	氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位、担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
4	もり　いずみ　こう　いち 森　泉　幸　一 （1960年２月13日）	2004年５月　当社入社 2006年７月　第三事業部ＦＰＤ第二部長 2007年９月　第二事業部第二部シニアエンジニア 2009年２月　第一事業部半導体第二部長 2009年７月　技術二部長 2012年７月　第三営業部長 2012年９月　取締役 2013年７月　第３ソリューションセールス部長（現任） 2016年７月　営業本部長（現任） 2019年７月　第２ソリューションセールス部長（現任） 2020年１月　Lasertec Taiwan, Inc. 董事長（現任） Lasertec China Co., Ltd. 董事長（現任） 2020年７月　当社常務取締役（現任） （担当） 営業本部、技術二部、技術四部 （重要な兼職の状況） Lasertec Korea Corporation 理事 Lasertec Taiwan, Inc. 董事長 Lasertec China Co., Ltd. 董事長 （選任の理由） 森泉幸一氏は、当社入社以来、技術開発業務に従事し、技術部門や営業部門の部門長を経て、2012年９月に取締役に就任しています。取締役就任後は、経営全般に関する知見を広めるとともに、技術開発や営業力の強化に取り組んでおります。同氏の半導体関連装置事業やＦＰＤ関連装置事業に関する経験や見識は、当社グループのさらなる持続的成長に資するものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。	8,000株

候補者番号	氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位、担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
5	せき　ひろ　かず 関　寛　和 （1975年10月17日）	2002年10月　当社入社 2011年７月　技術一部長 2013年７月　第２ソリューションセールス部長 2015年７月　第１ソリューションセールス部長（現任） 2015年９月　取締役(現任) 2019年７月　技術六部長 （担当） 技術一部、技術三部、技術五部、共焦点システムソリューション部、第１ソリューションセールス部 （重要な兼職の状況） Lasertec Singapore Service Pte. Ltd. 取締役 （選任の理由） 関寛和氏は、当社入社以来、技術開発業務に従事し、技術部門や営業部門の部門長を経て、2015年９月に取締役に就任しています。取締役就任後は、経営全般に関する知見を広めるとともに、技術開発や営業力の強化に取り組んでおります。同氏の半導体関連装置事業や顕微鏡事業に関する経験や見識は、当社グループのさらなる持続的成長に資するものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。	4,000株
6	えびはら　みのる 海老原　稔 （1946年６月16日） 社外取締役候補者	1973年12月　横河ヒューレット・パッカード㈱（現日本ヒューレット・パッカード㈱）入社 1995年11月　同社半導体計測事業部 事業部長 1997年２月　同社取締役 1999年10月　アジレント・テクノロジー㈱ 取締役 2006年２月　同社代表取締役社長 2010年１月　同社代表取締役社長退任 2010年９月　当社社外取締役（現任） （選任の理由） 海老原稔氏は、半導体・ＦＰＤをはじめとする様々な業界の計測および分析装置のビジネスと経営に長く携わられた経験があり、その経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、引き続き社外取締役候補者といたしました。	28,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
7	しも　やま　たか　ゆき 下　山　隆　之 （1946年４月８日） 社外取締役候補者	1969年４月　㈱三菱銀行（現㈱三菱ＵＦＪ銀行）入行 1989年１月　同行千住支店長 1993年５月　同行支店第二部長 1995年５月　同行麹町支店長 1997年６月　山九㈱取締役 2001年６月　同社常務取締役 2005年４月　同社取締役兼常務執行役員 2008年６月　同社顧問、健康保険組合理事長 2010年９月　当社社外取締役（現任） （選任の理由） 下山隆之氏は、金融機関および事業法人において長く財務および経営全般に携わられており、その経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、引き続き社外取締役候補者といたしました。	12,000株
8	み　はら　こう　じ 三　原　康　司 （1958年12月４日） 社外取締役候補者	1985年４月　ソニー㈱入社 2005年６月　㈱ミナージュ 代表取締役（現任） 2012年４月　静岡理工科大学総合情報学部 准教授 名古屋商科大学大学院 客員教授 2017年４月　千葉工業大学社会システム科学部経営情報科学科教授 2020年４月　早稲田大学大学院創造理工学研究科教授（現任） （選任の理由） 三原康司氏は、事業法人にて長く企画管理・工場オペレーションなどに従事され、現在は経営システム工学分野の教育に携わられており、その幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役候補者といたしました。	0株

（注）1. 「所有する当社株式の数」は、2020年６月30日現在の所有株式数を記載しております。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 海老原稔、下山隆之および三原康司の３氏は、社外取締役候補者であります。なお、社外取締役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
(1) 海老原稔氏が在籍していた現日本ヒューレット・パッカード株式会社およびアジレント・テクノロジー株式会社、三原康司氏が在籍していたソニー株式会社と当社との間には、それぞれ、直近３事業年度にわたり取引はありません。下山隆之氏が在籍していた現株式会社三菱ＵＦＪ銀行と当社の間には借入以外の銀行取引はありますが、直近３事業年度にわたり借入はありません。下山隆之氏は、同行を20年以上前に退社しており、その後、同行および当社と特別の関係にない企業に在籍しておりました。三原康司氏が代表取締役を務める株式会社ミナージュと当社の間には取引はありません。

(2) 海老原稔および下山隆之の両氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって両氏ともに10年となります。

(3) 当社は、海老原稔および下山隆之の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。本議案が承認可決され、両氏が再任された場合、当該届出を継続する予定であります。三原康司氏につきましても、本議案が承認可決され、同氏が選任された場合、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

(4) 当社は、海老原稔および下山隆之の両氏との間で、会社法第427条第１項の規定および当社定款の規定に基づき、同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは法令の定める最低責任限度額としております。本議案が承認可決され、両氏が再任された場合、当該責任限定契約は引き続き効力を有するものとしております。三原康司氏につきましても、本議案が承認可決され、同氏が選任された場合、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

第３号議案　監査役４名選任の件

常勤監査役の塚崎健明氏、社外監査役の齋藤侑二氏と石黒美幸氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。また、これまで当社では監査役は３名でありましたが、監査体制の充実を図るため１名増員し、４名とさせていただきたいと存じます。

つきましては、監査役４名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏　名	当社における現在の地位	
1	塚崎　健明（つかさき　たけあき）	常勤監査役	再任
2	浅見　公一（あさみ　こういち）	顧問	新任
3	石黒　美幸（いしぐろ　みゆき）	社外監査役	再任　社外
4	出雲　栄一（いずも　えいいち）	－	新任　社外　独立

再任　再任監査役候補者　　新任　新任監査役候補者

社外　社外監査役候補者　　独立　証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	塚崎健明（つかさきたけあき） （1957年４月14日）	1980年４月　松下電器産業㈱入社 1998年11月　イギリス松下通信工業㈱経理担当取締役 2000年５月　松下通信工業㈱本部経理部経理課長 2007年４月　パナソニックＭＳＥ㈱経理担当取締役 2008年２月　当社入社、経理部シニアスタッフ 2008年10月　財務経理部長 2016年９月　常勤監査役（現任） （選任の理由） 塚崎健明氏は、長く経理職務に携わられ、当社入社以来、財務経理部長を務め、財務および会計に関する相当程度の知見を有しており、その経験、専門性に基づき、広い視野からの客観的・中立的な監査をしていただくことを期待して当社監査役として選任されましたが、就任以来、監査役としての職務を適切に遂行していただいており、引き続き監査役候補者といたしました。	45,200株
2	浅見公一（あさみこういち） （1956年９月１日）	1979年４月　三菱電機㈱入社 2001年４月　同社コミュニケーションネットワーク製作所営業部長 2005年４月　同社通信システム事業本部業務部長 2007年４月　同社営業本部戦略事業開発室長 2008年４月　同社経営企画室副室長 2010年４月　同社役員理事九州支社長 2014年４月　㈱ダイヤモンドテレコム取締役社長 2017年４月　兼松コミュニケーションズ㈱取締役副社長 2018年４月　三菱電機インフォメーションネットワーク㈱常任監査役 2020年４月　当社顧問（現任） （選任の理由） 浅見公一氏は、電気機器・電子事業の経営に長く携わられた経験があり、また他社における監査役としての経験もあることから、広い視野からの客観的・中立的な監査をしていただくことを期待して新たに監査役候補者といたしました。	0株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
3	いし　ぐろ　み　ゆき 石　黒　美　幸 （1964年10月26日） 社外監査役候補者	1991年４月　弁護士登録(東京弁護士会)　常松簗瀬関根法律事務所入所 1999年１月　同事務所パートナー弁護士 2000年１月　長島・大野・常松法律事務所パートナー弁護士（現任） 2004年10月　米国コロンビア大学ロースクール秋学期客員教授 2006年６月　ソニーコミュニケーションネットワーク㈱(現ソニーネットワークコミュニケーションズ㈱) 社外取締役 2013年６月　みらかホールディングス㈱（現H.U.グループホールディングス）　社外取締役 2015年５月　環太平洋法曹協会（IPBA）事務総長 2016年２月　電波監理審議会委員 2016年４月　一橋大学経営協議会委員 2016年９月　当社社外監査役（現任） 2017年６月　㈱ベネッセホールディングス社外監査役（現任） 2018年４月　東京弁護士会副会長 2019年４月　環太平洋法曹協会（IPBA）副会長（現任） （重要な兼職の状況） 長島・大野・常松法律事務所 パートナー弁護士 ㈱ベネッセホールディングス 社外監査役 （選任の理由） 石黒美幸氏は、社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、企業法務専門の弁護士としての知識と経験を豊富に有しており、また、他社の社外取締役として会社経営の監督に関与された経験もあり、かかる経験に基づく客観的・中立的な監査の妥当性を確保していただくことを期待して、当社社外監査役として選任されましたが、就任以来、監査役としての職務を適切に遂行していただいており、引き続き社外監査役候補者といたしました。	0株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
4	いずも えいいち 出雲栄一 （1973年１月２日） 社外監査役候補者	1995年４月　監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入社 1998年４月　公認会計士登録 2010年７月　有限責任監査法人トーマツ パートナー就任 2015年２月　出雲公認会計士事務所 代表（現任） 2015年６月　税理士登録 ㈱ベネッセホールディングス 社外監査役（現任） 2016年３月　鳥居薬品㈱ 社外監査役（現任） 2016年６月　㈱インテージホールディングス 取締役（監査等委員） （重要な兼職の状況） ㈱ベネッセホールディングス 社外監査役 鳥居薬品㈱ 社外監査役 （選任の理由） 出雲栄一氏は、長年にわたる公認会計士としての豊富な経験および財務会計に関する相当程度の専門的な知見を有し、他社における社外取締役や社外監査役としての経験もあることから、広い視野からの客観的・中立的な監査をしていただくことを期待して新たに社外監査役候補者といたしました。	100株

（注）1. 「所有する当社株式の数」は、2020年６月30日現在の所有株式数を記載しております。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 石黒美幸、出雲栄一の両氏は、社外監査役候補者であります。
4. 社外監査役候補者に関する特記事項は、以下のとおりであります。
(1) 石黒美幸氏および同氏の所属する法律事務所と当社との間に法律顧問等の契約関係はありません。出雲栄一氏が所属していた有限責任監査法人トーマツは、第56期まで当社の会計監査人でしたが、同氏は2015年に同法人を退職しており、在任中も当社を担当しておりません。また同氏が代表を務める出雲公認会計士事務所と当社の間には取引はありません。
(2) 石黒美幸氏は、現在当社の社外監査役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって４年となります。
(3) 石黒美幸氏は、東京証券取引所が定める社外監査役に関する独立性要件を満たしておりますが、同氏が所属する長島・大野・常松法律事務所においては、所属弁護士が社外役員となる場合に独立役員としての届出を行えない旨の方針があり、当社は同氏を独立役員として指定する予定はありません。本議案が承認可決され、出雲栄一氏が社外監査役に就任された場合には、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
(4) 当社は石黒美幸氏との間で、会社法第427条第１項の規定および当社定款の規定に基づき、同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは法令の定める最低責任限度額としております。本議案が承認可決され、同氏が再任された場合、当該責任限定契約は引き続き効力を有するものとしております。また、本議案が承認可決され、出雲栄一氏が社外監査役に就任された場合、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。

第４号議案　補欠監査役１名選任の件

2019年９月27日開催の第57期定時株主総会において選任いただいた補欠監査役水野修氏の選任の効力は本総会開始の時までとされており、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠監査役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏　　名 （生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
齋藤侑二（さいとうゆうじ） （1947年８月20日） 補欠社外監査役候補者	1970年４月　三菱電機㈱入社 1993年10月　同社北海道支社ＦＡシステム部長 2001年４月　島田理化工業㈱電子事業本部電本計画部長 2009年９月　同社事業統括部東京製作所長 2010年４月　同社常勤監査役 2012年９月　当社社外監査役(現任) （選任の理由） 齋藤侑二氏は、電機業界に長年携わられた知識と経験を踏まえ、2012年９月より当社の社外監査役に就任し、その在任期間は８年となり本総会終結の時をもって退任予定ですが、広い視野からの客観的・中立的な監査をしていただいてきた実績を踏まえ、補欠監査役候補者といたしました。	2,400株

（注）1. 「所有する当社株式の数」は、2020年６月30日現在の所有株式数を記載しております。
2. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 齋藤侑二氏は、補欠の社外監査役候補者であります。なお、補欠の社外監査役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
(1) 同氏が在籍していた三菱電機株式会社と当社との間には、当社製品に関する取引がありますが、第58期における同社に対する売上額が当社売上額に占める割合は、0.25%以下と僅少であります。同氏が在籍していた島田理化工業株式会社と当社との間には取引関係はありません。
(2) 同氏が社外監査役に就任された場合には、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
(3) 同氏が社外監査役に就任された場合には、当社は同氏との間で、会社法第427条第１項の規定および当社定款の規定に基づき、同法第423条１項の賠償責任の限度額を法令の定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。

第５号議案　取締役賞与支給の件

当期末時点の取締役５名（社外取締役を除く）に対し、当期の業績等を勘案して、取締役賞与を総額537,000,000円支給することといたしたいと存じます。

以　上

メ　　モ

メ　　モ

メ　　モ

メ　　モ

株主総会会場ご案内図

会　場　神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目10番地１
当社 本社６階 大会議室
電 話　045－478－7111（代）

下車駅　市営地下鉄「新横浜駅」出口８番より徒歩９分
ＪＲ横浜線「新横浜駅」北口より徒歩11分



※ 駐車場の用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮願います。

開催日時

2020年９月28日（月）午後３時（受付開始：午後２時）

お間違えのないようにお願い申しあげます。

※ 株主の皆様へのお土産の配布および株主懇親会等は予定しておりませんので、予めご了承いただきますよう、よろしくお願い申しあげます。